○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

制定　昭和46年３月10日　条例第２号

改正　昭和48年３月30日　条例第２号
昭和49年３月15日　条例第１号
昭和51年３月19日　条例第１号
昭和55年12月20日　条例第２号
昭和57年３月31日　条例第１号
平成４年５月14日　条例第１号
平成11年７月１日　条例第３号
平成14年３月１日　条例第２号
平成20年３月６日　条例第１号
平成22年３月31日　条例第１号
平成25年３月29日　条例第３号
令和４年11月10日　条例第１号

（目的）

第１条　この条例は，一般職の職員の特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当）

第２条　特殊勤務手当の種類は，次のとおりとする。

(1)　ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当

(2)　クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当

(3)　災害時業務従事職員の特殊勤務手当

第３条　ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当は，職員がごみ処理作業に従事したときに支給する。

２　前項の特殊勤務手当の額は，次の各号に掲げる区分に従い，当該各号に定める額とする。

(1)　ごみ処理作業に３時間以上従事した職員　１日につき570円

(2)　前号の職員のうち正規の勤務時間に含まれる深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における時間が５時間以上の職員　１日につき1,400円

(3)　炉内及び冷却吸収塔内での作業その他の特に危険又は不健康な作業であって管理者が定めるものに従事した職員　前２号の職員に対する特殊勤務手当のほか，１日につき200円

３　前項第２号の職員に対する特殊勤務手当は，その勤務時間を１日とみなして同号に定める額を支給する。

第４条　クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当は，次の各号に定める場合に支給する。

(1)　ごみクレーン又は灰クレーンの運転業務に従事したとき　１日につき150円

(2)　大型自動車，大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転業務に従事したとき　１日につき150円（大型自動車については１日につき100円）

第５条　災害時業務従事職員の特殊勤務手当は，豊中市又は伊丹市において災害対策本部等が設置され，災害の発生に伴い緊急のごみ処理の必要があると管理者が認める場合において，職員が搬入ごみの分別その他管理者が定める業務に従事したときに支給する。

２　前項の手当は，１日につき1,500円とする。ただし，午前６時から午後６時までの間（以下「昼間」という。）のみの従事にあっては900円，午後６時から午後10時までの間（以下「夜間」という。）のみの従事又は昼間と夜間にまたがる従事にあっては1,200円とする。

３　第１項の規定により特殊勤務手当が支給されるときは，第３条第２項第１号の規定による特殊勤務手当は，支給しない。

附　則

この条例は，昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月20日条例第２号）

この条例は，昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和49年３月15日条例第１号）

この条例は，昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和51年３月19日条例第１号）

この条例は，昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年12月20日条例第２号）

この条例は，昭和56年１月１日から施行する。

附　則（昭和57年３月31日条例第１号）

この条例は，昭和57年４月１日から施行する。

附　則（平成４年５月14日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成11年７月１日条例第３号）

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の業務について適用する。

附　則（平成14年３月１日条例第２号）

この条例は，平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月６日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月31日条例第１号）

１　この条例は，平成22年４月１日から施行する。

２　この条例による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づく変則・年末年始勤務従事職員の特殊勤務手当については，この条例によ

る改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定にかかわらず，平成22年11月30日までの間に限り，なお従前の例による。

附　則（平成25年３月29日条例第３号）

この条例は，平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和４年11月10日条例第１号）

この条例は，令和５年４月１日から施行する。